

介護保険制度が変わります

問 高齢者支援課・内線425、313

介護保険料の変更

4月から

高齢者の増加に伴い、平成25年度には約4700人だった要支援・要介護認定者も、平成28年度には約5600人に増加し、介護保険の費用も約69億円から約79億円へ増加しています(図1参照)。今後もますます増加していく見込みです。

介護保険の財源は、公費と40歳以上の皆さんが納めている保険料です(図2参照)。その財源を確保するため、65歳以上の方の保険料の基準額を引き上げ、月額5000円としました。介護保険料納入通知書は、6月中旬に送付します。

変更後(4月から)		
段階	対象者	保険料額 (保険料割合)
第1段階	・生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・本人及び世帯全員が住民税非課税かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	30,000円 (基準額×0.5)
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	39,000円 (基準額×0.65)
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	45,000円 (基準額×0.75)
第4段階	住民税課税世帯であるが、本人が住民税非課税かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	54,000円 (基準額×0.9)
第5段階 (基準額)	住民税課税世帯であるが、本人が住民税非課税かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	60,000円 (基準額)
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額120万円未満の方	75,000円 (基準額×1.25)
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額120万円以上200万円未満の方	78,000円 (基準額×1.3)
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額200万円以上300万円未満の方	90,000円 (基準額×1.5)
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額300万円以上400万円未満の方	96,000円 (基準額×1.6)
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額400万円以上500万円未満の方	105,000円 (基準額×1.75)
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額500万円以上600万円未満の方	108,000円 (基準額×1.8)
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額600万円以上700万円未満の方	111,000円 (基準額×1.85)
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額700万円以上800万円未満の方	114,000円 (基準額×1.9)
第14段階	本人が住民税課税で合計所得金額800万円以上の方	120,000円 (基準額×2.0)

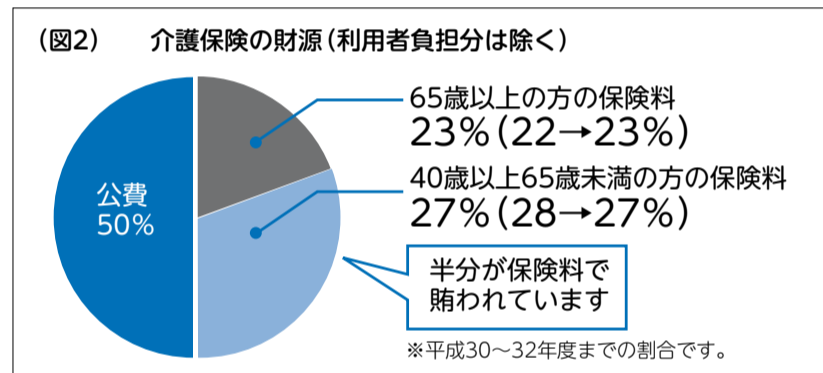
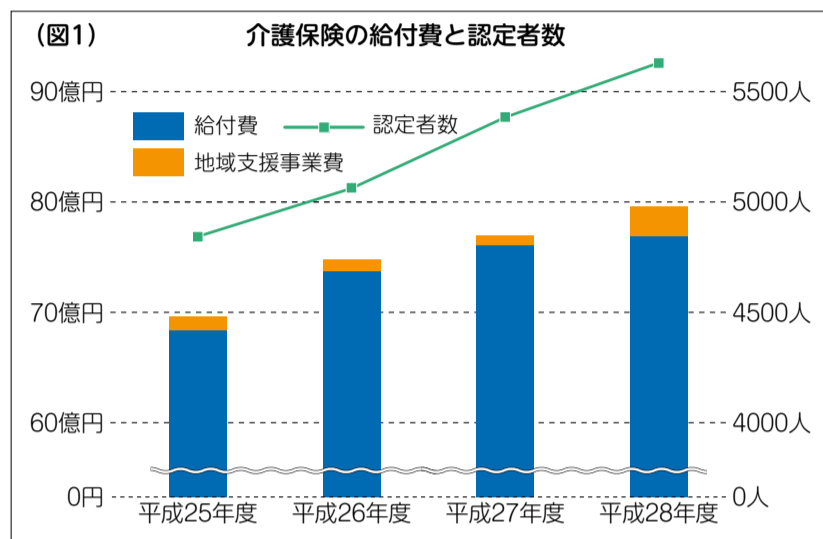
利用者負担割合の変更

8月から

介護保険サービスの利用者負担割合は1割または2割でしたが、次に該当する方の利用者負担割合は3割となります。

対象 本人の合計所得金額(※)が220万円以上で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が①②に該当する方

- ①同一世帯の65歳以上の方が1人の場合…340万円以上
 - ②同一世帯の65歳以上の方が2人以上いる場合…合計463万円以上
- ※収入から必要経費の相当額(公的年金等控除・給与所得控除など)を差し引いた額



第7期介護保険事業計画・第8次高齢者保健福祉計画を策定

高齢者や家族が住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりをすすめるため、計画を策定しました。詳しくは市ホームページでご覧いただけます。

4月から国民健康保険が広域化

問 国保年金課・内線646

都道府県も市町村とともに国保制度の運営を担います

変わること

被保険者証などの様式が変わります

◎7月の一斉更新から、新しい被保険者証などは、都道府県名(千葉県)が表記されます。また、70歳以上の方には、高齢受給者証と一体化した被保険者証の交付を予定しています。

高額療養費の多数回該当が都道府県単位で通算されます

◎4月からは、被保険者の方が千葉県内の他の市町村へ住所異動した場合でも、千葉県の国民健康保険被保険者として資格を継続します。これにより、異動後も世帯の継続性が保たれている場合には、4月以降の療養で発生した高額療養費の多数回該当に係る該当回数は、千葉県内の前住所地から新住所地へ引き継いで通算されます。

新制度施行 県内で通算されて多数回該当(4月目)

平成29年度				平成30年度				
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
A県	A市			①			③	④
	B市				②			
C県	C市					①		

標準保険料率を参考に保険税率を決定します

◎これまでは市における給付費の推計に基づき、保険税率を決定してきましたが、平成30年度以降は、都道府県の示す標準保険料率などを参考にしつつ、現行保険税率などの要因を考慮し、都道府県に納める納付金に充てるための保険税率を検討していきます。なお、我孫子市では、平成30年度もこれまでどおり、保険税率を据え置くこととしました。

変わらないこと

国民健康保険の届出などの窓口は変わりません

◎財政運営のしくみは変わりますが、医療の受け方は変わりません。
◎被保険者証の交付や保険料の納付先、保険給付の申請など各種手続きの窓口は、これまでどおり我孫子市になります。

詳しくは市ホームページからもご確認いただけます。
http://www.city.abiko.chiba.jp/kurashi/kokuho/kokuho_info/kouikika.html